

最終改正 平成9年6月1日

（目的）

第1条 この要綱は、「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」に基づき、青少年の生活環境に関わる店舗を「青少年健全育成協力店」（以下、「協力店」という。）として指定し、もって、青少年の育成環境の保全を図ることを目的とする。

（協力店の業務）

第2条 協力店の業務は次のとおりとする。

- （1） 非行の原因となったり、他人に迷惑を与えられる商品を青少年に売らない。
- （2） 店内が非行グループのたまり場にならないように留意する。
- （3） 店内の環境が非行を誘因すると思われる場合は、自主的に改善する。
- （4） 青少年に相応しくない行為を発見したときは、「温かい一声」をかける。
- （5） 必要に応じて学校や関係機関に連絡し、早期に非行の芽を摘みとる。
- （6） 地域の青少年健全育成活動に協力する。
- （7） 所定の標示板を店内に掲出する。

（協力店の指定）

第3条 協力店の指定は、協力店指定承諾書（別紙様式第1号（様式略））の提出があった事業者に行う。

（指定期間）

第4条 協力店の指定期間は、原則として3年間とする。但し、指定期間を延長できるものとする。

（指定の解除）

第5条 協力店から指定の解除の申し出があったとき、又はその事業が廃業若しくは事業者の変更、又は協力店の目的に反する状況等があった場合は、指定を解除することができる。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

中略

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。